

第四八回

参第七号

教育職員免許法の一部を改正する法律（案）

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

15 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（第六条第二項別表第三により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭二級普通免許状の授与を受ける資格を有する者を除く。）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、同項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄 所要資格 受けようと する免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄に規定する基 礎資格を取得したの ち、高等学校におい て理科を担任する教 諭の職務を助ける職 員として良好な成績 で勤務した旨の所轄 庁の証明を有するこ とを必要とする最低 在職年数	第四欄 第二欄に規定する基 礎資格を取得したの ち、大学において修 得することを必要と する最低単位数
高等学校において 理科を担任する教 諭の二級普通免許 状	イ 大学に二年以上 在学し、六十二 単位以上を修得 すること又は文 部大臣がこれと 同等以上と認め る資格を有する こと。	五	五〇
	ロ 高等学校を卒業 すること又は文 部大臣がこれと 同等以上と認め る資格を有する こと。	一〇	九五

備考

- 一 第五条第一項別表第一備考第一号並びに第六条第二項別表第三備考第一号、第三号及び第五号の規定は、この表の場合について準用する。
- 二 第三欄に掲げる「高等学校において理科を担当する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校において理科を担任する助教諭及び高等学校において理科を担任する教諭の職務を助ける実習助手（文部省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

三 この表により高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする者の在職年数のうちに、高等学校において理科を担任する助教諭としての在職年数が含まれているときは、第四欄中「五〇」とあるのを「五〇から当該助教諭としての在職年数に応じ文部省令で定める単位数を差し引いた数（その数が四五未満となるときは、四五）」と、「九五」とあるのを「九五から当該助教諭としての在職年数に応じ文部省令で定める単位数を差し引いた数（その数が九〇未満となるときは、九〇）」と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

高等学校において理科を担任する教諭の職務を助ける実習助手が教育職員検定により理科の高等学校教諭二級普通免許状を取得することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。